

令和6年6月

## 射水市議会定例会議案説明書

議案第45号

令和6年度射水市一般会計補正予算（第1号）

以上1議案については、別途説明につき説明省略

## 議案第 4 6 号

### ふるさと射水応援寄附条例の一部改正について

(説 明)

地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号。以下「法」という。）の一部改正等に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

- (1) 本条例におけるふるさと射水応援寄附の対象事業のうち、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する規定については、法の規定を引用しており、同法の改正により当該引用条項が改められたことに伴い、本条例中の引用条項を改正するもの。
- (2) まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る寄附金について、当該寄附金のうち必要な額を基金に積み立てることとするもの。

#### 2 施行期日

条例公布の日

## 議案第 4 7 号

### 射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

(説 明)

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

生活保護法の一部改正により、進学準備給付金の名称が進学・就職準備給付金に改められたことに伴い、本条例について同様に改正するもの。

#### 2 施行期日

条例公布の日

## 議案第48号

### 射水市国民健康保険税条例の一部改正について

(説明)

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

##### (1) 国民健康保険税課税限度額の見直し

中間所得者層の保険税負担軽減を図るため、課税限度額を次のとおり改正するもの。

区 分	課 税 限 度 額		引上額
	現 行	改正案	
基礎課税額	65万円	65万円	据え置き
後期高齢者支援金等課税額	22万円	24万円	2万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	据え置き
合 計	104万円	106万円	2万円

##### (2) 国民健康保険税軽減判定所得の見直し

経済動向等を踏まえ、保険税軽減の対象世帯に係る所得判定基準を次のとおり改正するもの。

軽減割合	軽 減 判 定 所 得 の 基 準 額	
	現 行	改正案
7割	基礎控除額 43 万円 + 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	現行どおり
5割	基礎控除額 43 万円 + 29 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	基礎控除額 43 万円 + 29.5 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)
2割	基礎控除額 43 万円 + 53.5 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	基礎控除額 43 万円 + 54.5 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)

※特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療保険の被保険者になった者で、引き続き同一の世帯に属するもの

#### 2 施行期日等

##### (1) 施行期日

条例公布の日

##### (2) 適用区分

令和6年度分から適用

## 議案第 4 9 号

### 射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (説 明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

小規模保育事業所（C型を除く。）及び事業所内保育事業所における満 3 歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準について次のとおり改正するもの。

対象児童	現行	改正案
満 3 歳以上満 4 歳未満の児童	おおむね 2 0 人につき 1 人以上	おおむね <u>1 5</u> 人につき 1 人以上
満 4 歳以上の児童	おおむね 3 0 人につき 1 人以上	おおむね <u>2 5</u> 人につき 1 人以上

#### 2 施行期日等

##### (1) 施行期日

条例公布の日

##### (2) 経過措置

保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の基準に係る規定は適用しない。

## 議案第50号

### 射水市学校給食センター条例の一部改正について

(説明)

旧新湊南部中学校跡地の売却に伴う土地の登記の変更により、地番が変更となることから、本市条例について所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

第2条の表の学校給食センターの位置を改めるもの。

(改正前) 射水市鏡宮203番地1

(改正後) 射水市鏡宮203番地5

#### 2 施行期日

条例公布の日

## 議案第51号

### 射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

(説明)

富山県地域未来投資促進計画(第2期)の策定に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

富山県地域未来投資促進計画(第2期)が策定されたことに伴い、本条例中の課税免除の対象施設の要件である地域経済牽引事業を定める期間及び同事業の対象分野についても同様に改正するもの。

#### 2 施行期日

条例公布の日

## 議案第52号

### 射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について

(説明)

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）等の一部改正（適用期限の延長）に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

地方活力向上地域において、特定業務施設の用に供する減価償却資産を新設し、又は増設した場合の固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用期限を2年延長するもの。

#### 2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用期日

令和6年4月1日

## 議案第53号

### 射水市下水道条例の一部改正について

(説明)

下水道法施行令(昭和34年政令第147号)の改正等に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

(1) 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会)に基づくアナログ規制の見直しに伴い、排水設備工事責任技術者について、指定工事店が営業所ごとに選任する者とし、県内の営業所について兼任することを妨げないこととするもの。

(2) 除害施設(下水による障害を除去するために必要な施設をいう。)の設置等に係る基準のうち、公共下水道を使用する者に対し定める継続して排除すべき物質又は項目の適合基準について、次の通り改めるもの。

ア 六価クロム化合物に関する基準の値の改正(基準の強化)

(改正前) 1リットルにつき0.5ミリグラム以下

(改正後) 1リットルにつき0.2ミリグラム以下

イ 項目名の改正

(改正前) 大腸菌群数

(改正後) 大腸菌数

(3) その他規定の整備を行うもの(引用条項の改正)。

#### 2 施行期日

条例公布の日。ただし、1(2)イに係る改正規定については、令和7年4月1日

#### 議案第54号

富山市との「富山市、高岡市及び射水市による消防艇の共同運航」に係る連携協約の締結に関する協議について

#### 議案第55号

高岡市との「富山市、高岡市及び射水市による消防艇の共同運航」に係る連携協約の締結に関する協議について

(以上2件の議案について一括説明)

富山市、高岡市及び射水市において、「富山市、高岡市及び射水市による消防艇の共同運航」に係る連携協約を締結することに関し協議することについて、議会の議決を求めるもの(地方自治法第252条の2第1項及び第3項)。

#### 議案第56号

富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

(説明)

富山県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年1月10日富山県指令市第965号)について変更することに関し関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるもの(地方自治法第291条の11)。

##### 1 変更内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行により、後期高齢者医療制度の被保険者証等を廃止し、新たに資格確認書等を発行することとなるため、本取扱いに係る部分について「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるもの。

##### 2 施行期日

令和6年12月2日

## 議案第57号

### 市道路線の認定について

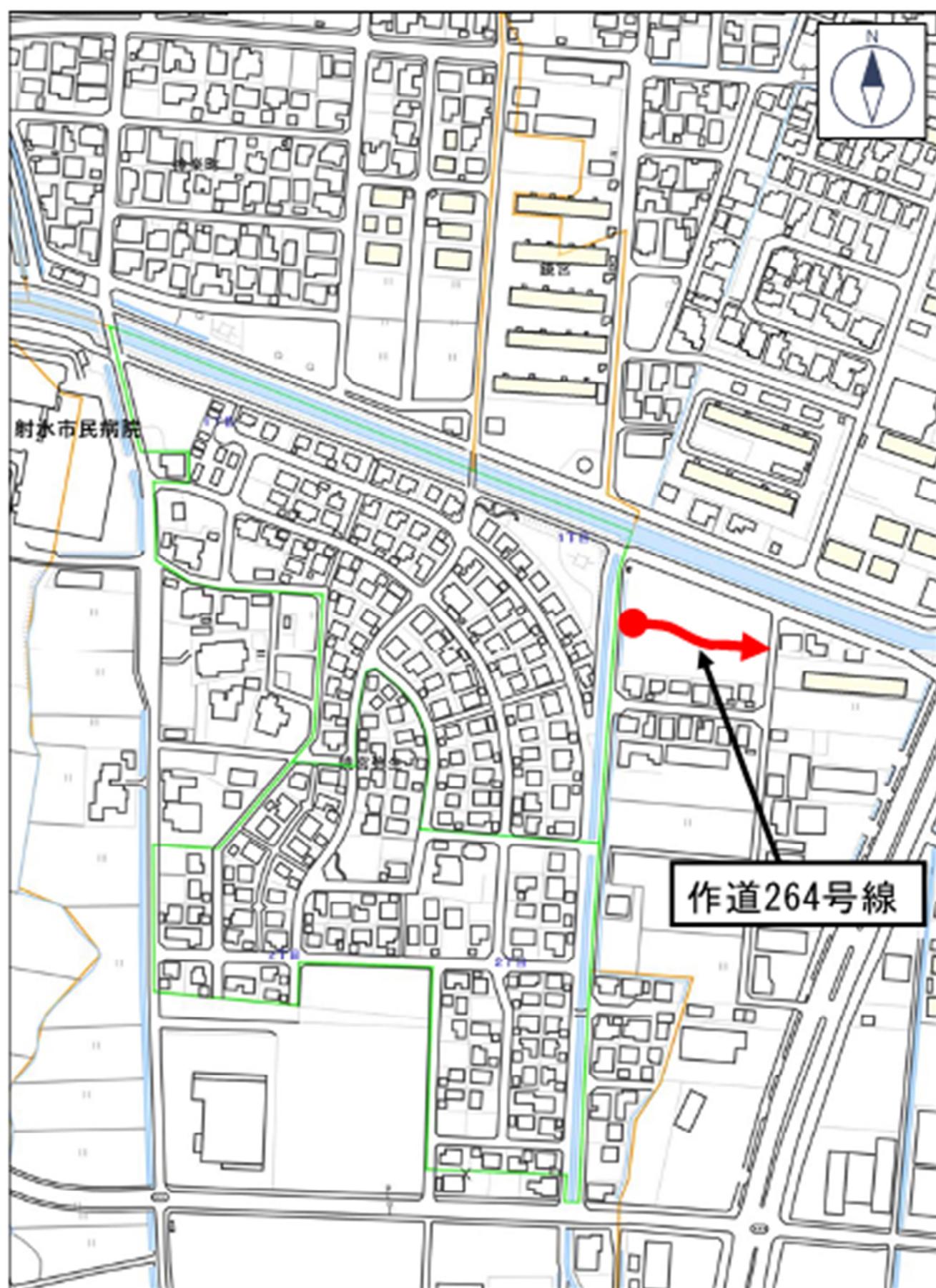
(説明)

開発行為に基づく道路の帰属等に伴い、住民に密着した生活基盤の充実を図るため、3路線を市道路線として認定しようとするもの（道路法第8条第2項）。

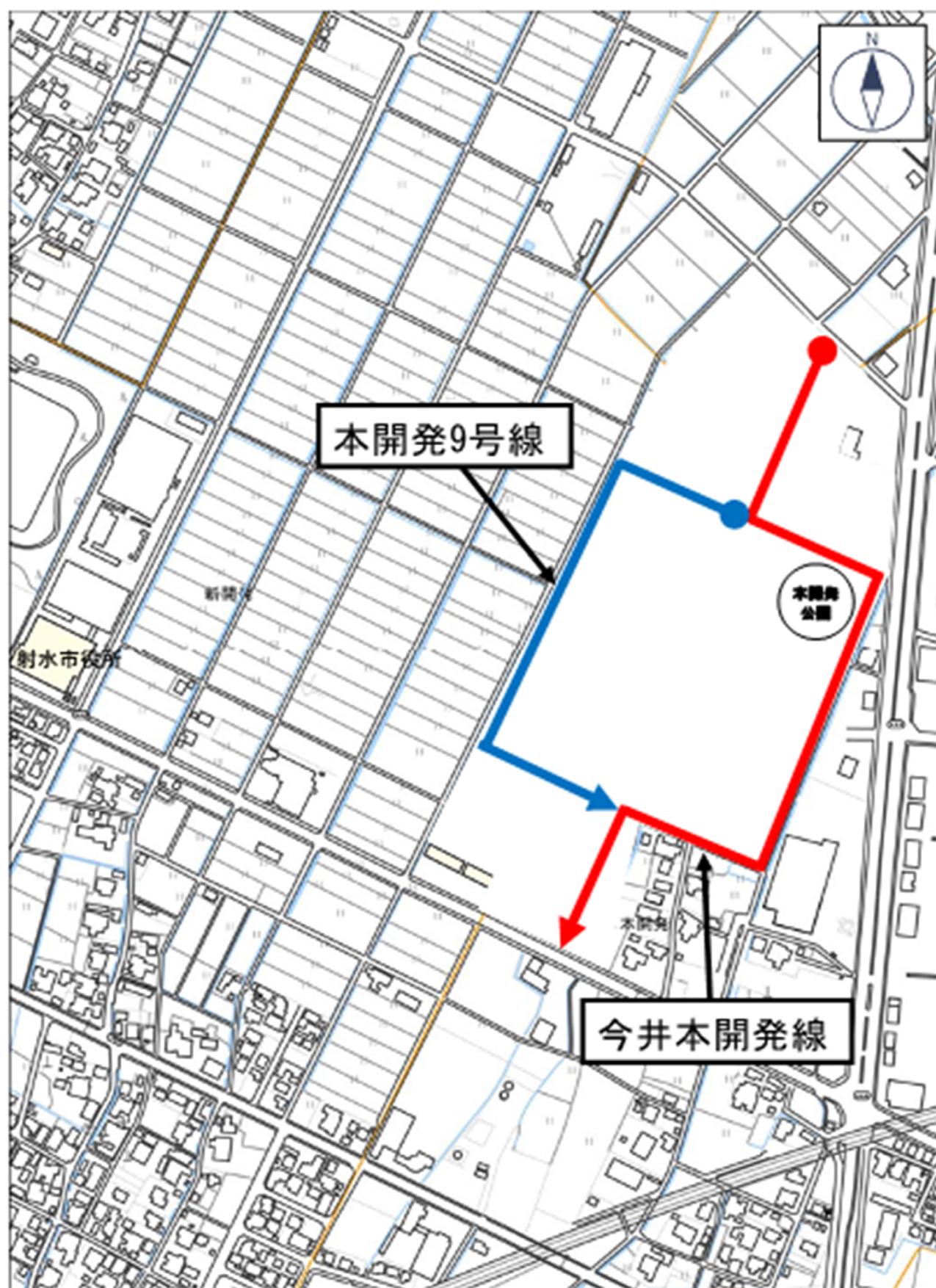
#### 認定する路線

路線図	認定路線名	起 点	終 点
1	作道264号線	作道	作道
2	今井本開発線	今井	本開発
2	本開発9号線	本開発	本開発

# 市道認定路線図 1



## 市道認定路線図 2



## 議案第 58 号

### 動産の取得について

(説明)

令和6年4月24日に指名競争入札に付した高規格救急自動車の購入について、議会の議決を求めるもの(地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2第2項(別表第4)、同法施行令第167条、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条)。

名 称	数量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納 期
高規格救急自動車	1台	指名競争入札 による契約	47,080,000円 (うち消費税等 4,280,000円)	高岡市上四屋4番1号 富山日産自動車株式会社 高岡支店 支店長 浦田 道成	令和6年 9月30日

## 報告第 6 号

### 専決処分の報告について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

### 和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
10	令和6年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 104,500円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和6年1月24日 場 所 射水市中太閤山9丁目地内

## 報告第 7 号

### 継続費繰越計算書について（一般会計）

（説 明）

衛生センター整備費及び大門中学校整備費に係る令和5年度年割額の歳出予算の経費の金額のうち、当該年度に支出が終わらなかったものについて、これを翌年度に繰り越したので、継続費繰越計算書を調製し、これを議会に報告するもの（地方自治法施行令第145条第1項）。

- ・衛生センター整備費

継続費設定可決の日 令和5年3月17日

- ・大門中学校整備費

継続費設定可決の日 令和5年3月17日

令和5年度継続費繰越明細書

（	継続費の総額	衛生センター整備費	1,140,944,000 円	）
		大門中学校整備費	680,000,000 円	

事業名	予算額	支出済額及び 支出見込額	翌年度繰次繰越額
	円	円	円
衛生センター整備費	114,095,000	54,850,000	59,245,000
大門中学校整備費	247,643,000	217,140,000	30,503,000
合 計	361,738,000	271,990,000	89,748,000

## 報告第 8 号

### 継続費繰越計算書について（下水道事業会計）

（説明）

内水浸水リスクマネジメント推進事業（浸水想定区域図、内水ハザードマップ）に係る令和5年度年割額の支出予算の経費の金額のうち、当該年度に支出が終わらなかったものについて、これを翌年度に繰り越したので、継続費繰越計算書を調製し、これを議会に報告するもの（地方公営企業法施行令第18条の2第1項）。

- ・内水浸水リスクマネジメント推進事業（浸水想定区域図、内水ハザードマップ）

継続費設定可決の日 令和5年3月17日

継続費変更可決の日 令和6年3月19日

令和5年度継続費繰越明細書

継続費の総額 内水浸水リスクマネジメント推進事業（浸水想定区域図、  
内水ハザードマップ） 84,000,000 円

事業名	予算額	支出済額及び 支出見込額	翌年度通次繰越額
内水浸水リスクマネジメント推進事業（浸水想定区域図、内水ハザードマップ）	円 28,000,000	円 0	円 28,000,000

## 報告第 9 号

### 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

（説明）

令和5年度射水市一般会計補正予算（第6号）（令和5年12月22日可決）第2条及び令和5年度射水市一般会計補正予算（第9号）（令和6年3月19日可決）第2条において繰越明許費を設定した経費について、その繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方自治法施行令第146条第2項）。

事業名	翌年度繰越額
	円
庁舎等管理費	23,375,000
地域振興費	4,050,000
コミュニティセンター管理運営費	8,327,250
コミュニティセンター整備事業費	23,561,600
地域交通対策費	18,333,333
万葉線対策費	2,000,000
災害対応費	32,274,336
定額減税補足臨時給付金給付費	19,937,000
戸籍住民基本台帳費	17,699,000
障害者福祉総務費	711,000
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付費	41,772,000
低所得世帯物価高騰臨時給付金給付費	83,027,000
子ども・子育て支援推進費	6,060,000
保育園等管理運営費	7,963,000
災害見舞事業費	43,848,000
新型コロナウイルスワクチン接種費	8,553,729
地球温暖化対策推進費	3,702,440
野手埋立処分所管理費	22,907,000
災害廃棄物処理事業費	58,571,714
被災家屋等解体費	62,000,000
農業振興推進費	51,614,000
コミュニティセンター管理費	7,700,000
土地改良事業推進対策費	63,069,000
農地管理費	8,339,000
新湊漁港建設費	23,184,480
観光推進費	6,300,000
道の駅維持管理費	7,092,100
道路橋梁総務費	7,694,122
市道新設改良費	24,649,000
地方道路交付金事業費	126,776,838
道路橋梁維持費	71,831,000

交通安全施設整備費	1,653,000
橋梁長寿命化・耐震化対策事業費	102,696,320
消雪施設維持管理費	7,132,000
河川管理費	10,600,000
港湾建設促進費	893,640
都市計画総務費	7,700,000
都市再生整備事業費	6,914,000
公園維持管理費	64,914,600
市営住宅維持管理費	7,702,000
重点密集市街地整備費	8,070,200
消防車両整備事業費	67,751,870
学校管理費（小）	4,800,000
中太閤山小学校整備費	276,433,000
片口小学校整備費	303,540,000
放生津・新湊統合小学校整備費	85,000,000
学校管理費（中）	83,700,000
小杉展示館・竹内源造記念館管理運営費	8,338,000
陶房「匠の里」管理運営費	1,059,000
新湊中央文化会館管理運営費	16,000,000
小杉文化ホール管理運営費	8,100,000
大門総合会館管理運営費	3,624,000
大島絵本館管理運営費	2,587,000
文化財保存費	2,000,000
スポーツ施設維持管理費	34,923,000
海竜スポーツランド維持管理費	34,000,000
フットボールセンター管理運営費	7,513,000
土木災害復旧費	506,996,500
農地災害復旧費	27,805,000
農業用施設災害復旧費	97,932,000
廃棄物処理施設災害復旧費	48,434,000
合 計	2,725,735,072

## 報告第10号

### 建設改良費繰越計算書について（水道事業会計）

（説明）

地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかった経費の繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方公営企業法第26条第1項及び第3項）。

事業名	翌年度繰越額
施設整備事業	円 14,950,000
配水管等整備事業	6,050,000
合計	21,000,000

## 報告第11号

### 建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

（説明）

地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかった経費の繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方公営企業法第26条第1項及び第3項）。

事業名	翌年度繰越額
	円
公共下水道事業	34,076,000
改築事業	268,831,000
雨水整備事業	358,385,000
特定環境保全公共下水道事業	17,700,000
流域下水道建設負担金	16,000,000
農業集落排水事業	4,965,000
災害復旧事業	112,000,000
合計	811,957,000